

## 知って得する情報 かわら版



弁護士法人  
一新総合法律事務所  
ISSHIN PARTNERS  
新潟県弁護士会・長野県弁護士会・東京弁護士会 所属

副理事長・長岡事務所長  
弁護士 佐藤 明



〒940-0063  
長岡市旭町2-1-3 旭町いづみプラザ2階A号室  
TEL 0258-30-3500 FAX 0258-30-3503

## 内部通報制度と関連法令について

### 1. 内部通報制度とは

内部通報制度とは、一般に企業内で生じている不正行為等について、役職員等が企業内に設けられた社内窓口や社外窓口に通報できるようにする制度をいいます。

もともと、この制度を具体的に定めた法令はないものの、企業が健全に発展していくには、不正に対しては厳正に対応されるべきです（コンプライアンスの観点）、そのために不正を隠蔽せず内部からの情報提供についても積極的に受け入れて健全化に取り組むべきものといえます。

しかし、実際には内部告発により通報した従業員が懲戒処分などの不利益を受けたり、かえって企業が信用を失い利益を損ねる事態も生じ、社会問題ともなっていました。

そのため、2006年に公益通報に際して労働者の保護（ひいては国民・消費者の保護）を図るべく、公益通報者保護法が施行されました。同法は内部通報に大きく関連することから、同法を概観したうえで、近年同法が十分機能するようにガイドラインが改定されたことについて説明をしたいと思います。（なお会社法制でも、大会社においては内部統制システムを整備することを求められており、コンプライアンス体制の一環として内部通報制度が挙げられています。）

### 2. 公益通報者保護法の概要

- (1) 公益通報者保護法は、公益通報をしたことを理由とする解雇の無効等、並びに公益通報に関し事業主及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命・身体・財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の順守を図り、もって国民の生活の安定および社会経済の健全な発展に資することを目的としています。
- (2) ここでいう公益通報する先とは、労働者が、不正の目的でなく、その労働提供先の事業者、役員、従業員等について通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を当該労働提供先等、当該通報対象事実について処分もしくは勧告等する権限を有する行政機関（監督官庁）、またはその者に対し当該通報対象事実を通報することが、その発生・被害の拡大の防止に必要であると認められるものです。その通報対象事実とは、個人の生命または身体の保護、消費者の利益の保護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命・身体・財産その他の利益の保護にかかわる法律として、別表（同法参照）で挙げるものに規定する犯罪行為の事実ないしはそれら法律の規定に基づく処分の理由となる事実をいいます。
- (3) 同法は特に通報者のうち企業内の労働者を保護することとし、さらに実効性を確保するために監督官庁における措置等も定められています。

### 3. 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドラインの改定

ところで、内部通報制度を整備している会社においては、公益通報に限らず会社内部の規則違反やハラスメントも対象とするなど、公益通報者保護法の趣旨に沿いさらに充実させた内容のものが見られます。しかし他方で、同法施行後も会社の不正は繰り返されて、社会的に重大な事件も続いて発生しています。

そこで、2016年12月に従来のガイドラインを「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」とし、内部通報制度の実効性が高まるように改定しました。主な内容は下表のとおりです。

#### 主な改定内容（消費者庁HP参照）

①通報者の視点	<b>&lt;安心して通報ができる環境の整備&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報に係る秘密保持の徹底</li> <li>・通報者に対する不利益な取扱いの禁止の徹底</li> <li>・自主的な通報者に対する懲戒処分等の減免</li> </ul>
②経営者の視点	<b>&lt;経営幹部の主導による実効性の高い通報制度の整備・運用&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営幹部が果たすべき役割の明確化</li> <li>・経営幹部からも独立性を有する通報ルートを整備</li> <li>・内部通報制度の継続的な評価・改善</li> </ul>
③中小事業者の視点	<b>&lt;中小事業者の取組の促進&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模や業種等の実情に応じた適切な取組の促進</li> <li>・関係事業者全体における実効性の向上</li> </ul>
④国民・消費者の視点	<b>&lt;制度の適切な運用を通じた企業の社会的責任の実践&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令違反等に対する社内調査・是正措置の実効性の向上</li> </ul>

### 4. 制度設計・整備の重要性

以上のガイドラインから、内部通報制度を整備することがどのような規模の会社（中小企業を含む）にとっても、その発展や健全化に重要なことがわかります。

また、ガイドラインからは、通報者の保護が法律のみで守られるものではなく、通報の受け付け方（匿名やプライバシー保護など）や、その後の調査・措置・フィードバックなどの整備により充実したものとなるものです。もっとも、ガイドラインを参考としても、個別の企業の内情により、どのような制度が自らの会社の実効性のある制度か、どのように準備すればいいか、窓口の在り方（社内のみか社外にも設置するか）など難しい面もあります。そこで、専門家のアドバイスなどをもとに制度設計・整備する必要があるといえます。